

大阪狭山市総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成30年11月19日(月)
開会：午後3時 閉会：午後4時27分
2. 場 所 大阪狭山市役所 3階 委員会室
3. 出席者 大阪狭山市長 古川 照人
大阪狭山市教育委員会
教育長 長谷 雄二
教育委員 山崎 貢
教育委員 田川 宜子
教育委員 河合 洋次
教育委員 井上 寿美
(事務局等)
副市長 高林 正啓
政策推進部長 田中 斉
政策推進部次長兼企画グループ課長 田中 孝
政策推進部企画グループ課長補佐 西野 公一
教育委員会教育部長 山崎 正弘
教育委員会教育部理事 酒匂 雅夫
教育委員会教育部次長兼歴史文化グループ課長 谷 義浩
教育委員会教育部教育総務グループ課長 北野 真也
教育委員会教育部教育総務グループ課長補佐 荒川 郁代
教育委員会教育部副理事兼学校教育グループ課長 尾島 肇
教育委員会教育部学校給食グループ課長 寺本 芳之
教育委員会教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長 中森 祐次
教育委員会こども政策部長 松本 幸代
教育委員会こども政策部子育て支援グループ課長 東野 貞信
教育委員会こども政策部保育・教育グループ課長 浜口 亮
(以上21名)

4. 傍聴者 2名

5. 会議の概要

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

(3) 案件

1. 大阪狭山市教育振興基本計画の改定に伴う教育大綱の取扱いについて
2. 大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りからみる現状と課題について
3. その他

(4) 閉会

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成30年度大阪狭山市総合教育会議を開催させていただきます。本日は、公私何かとお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。私は、本会議の事務局を務めます大阪狭山市政策推進部次長兼企画グループ課長の田中と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼して座って進行をさせていただきます。

それでは、まず、古川市長からごあいさつをお願いいたします。

○市長

皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、公私何かとお忙しい中、平成30年度の大阪狭山市総合教育会議ということで、第1回目の会議となります。ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

そしてまた、平素は何かと本市教育行政の推進、それぞれの事業の拡充に対しまして、教育委員の皆様方のご尽力とご協力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、近年、国のほうではいろいろと制度改正が行われてきております。教育基本法の改正が行われましたり、学習指導要領の改正が行われましたり、いろいろと教育に関わる制度や仕組みが変わってきております。また、それに加えて、中央教育審議会、中教審でありますとか、また、内閣総理大臣のもとに開かれています教育再生実行会議等々におきましても、現在の教育に関しまして、いろいろと議論が重ねられまして、新しい取組みが進められてきております。

特に今年の6月には、国のほうで第3期の教育振興基本計画が閣議決定されたというふうに聞いております。そういう流れの中で、本市のほうも平成27年の8月の第1回目の総合教育会議におきまして、本市としての教育大綱を策定いたしました。これは、それまでに教育委員会として策定をいただいております大阪狭山市の教育振興基本計画をもとに、大綱がつくられたということになりますが、これまでの行政と教育委員会とがより連携を強め、しっかりとこの計画を実行していくということで、これまで本市もいろいろと事業展開を進めてまいりました。

今日は、お手元の次第にもございますように、案件といたしましては、教育振興基本計画についての案件ということでございますので、今後、この教育振興基本計画の改定に伴って、本市の教育大綱の策定について、今後どう取り扱っていくのかということについてのご意見と、現状のそれぞれの基本計画の中での事業について、現在の問題点でありますとか、課題について皆さんといろいろと協議してまいりたいと思っておりますので、皆さんの忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、あいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

ありがとうございました。次に、本日の市の出席者を組織順でご紹介させていただきますと存じます。

まずは、高林副市長でございます。

○副市長

本日はどうぞよろしくお願いいたします。高林でございます。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

次に、田中政策推進部長でございます。

○政策推進部長

政策推進部の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、政策推進部西野企画グループ課長補佐でございます。

○企画グループ課長補佐

西野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

次に、教育委員会事務局 山崎教育部長でございます。

○教育部長

山崎です。よろしくお願ひします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、酒匂教育部理事でございます。

○教育部理事

酒匂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、谷教育部次長兼歴史文化グループ課長でございます。

○教育部次長兼歴史文化グループ課長

谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部事業兼企画グループ課長）

同じく、教育部、北野教育総務グループ課長でございます。

○教育部教育総務グループ課長

北野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、教育部、荒川教育総務グループ課長補佐でございます。

○教育部教育総務グループ課長補佐

荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、尾島教育部副理事兼学校教育グループ課長でございます。

○教育部副理事兼学校教育グループ課長

尾島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、教育部、寺本学校給食グループ課長でございます。

○教育部学校給食グループ課長

寺本でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、中森教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長でございます。

○教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長

中森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

次に、教育委員会事務局、松本こども政策部長でございます。

○こども政策部長

松本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、こども政策部、東野子育て支援グループ課長でございます。

○こども政策部子育て支援グループ課長

東野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

同じく、こども政策部、浜口保育・教育グループ課長でございます。

○こども政策部保育・教育グループ課長

浜口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

以上、市の出席者のご紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、案件に入ります前に、本日、皆様に配布いたしております資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、「会議次第」、それと、「資料1 現行の大阪狭山市教育大綱」、「資料2 教育大綱の法的位置づけ」、「資料3 大阪狭山市教育振興基本計画改定スケジュール」、「資料4 大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りと課題について」、以上、次第を含めて5点でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

次に、会議の公開についてご報告を申し上げます。大阪狭山市総合教育会議設置要綱第6条の規定に基づき、本会議は公開としており、「大阪狭山市総合教育会議運営要領」第3条の規定に基づきまして、本会議の定員は20名までといたしております。なお、本日は2名の方が傍聴にお見えになっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからは、市長に議事を進めていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

○市長

それでは、こちらのほうで議事進行をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、次第にそって進めてまいります。「案件1 大阪狭山市教育振興基本計画の改定に伴う教育大綱の取扱いについて」を議題といたします。

まずは、現在の教育大綱の策定経緯等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

それでは、事務局からご説明を申し上げます。

「教育大綱」につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日に施行され、改正後の法律第1条の3第1項におきまして、「地方公共団体の長は、（中略）その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されたところでございます。

一方、本市では、平成27年3月に、教育基本法第17条第2項に基づき、「大阪狭山

市教育振興基本計画」を策定し、本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組みを推進することとしたところでございます。

先ほど、申しあげました「教育大綱」につきましては、『総合教育会議において、地方公共団体の長が教育委員会と協議・調整のうえ、この「教育振興基本計画」をもって大綱に代えると判断した場合は、大綱を策定する必要がない』との国の見解が示されているところでございます。

そこで本市におきましては、本市教育委員会が策定しました「教育振興基本計画」に掲げている「基本理念」、「基本方針」、「重点目標」をもって、大綱案とし、平成27年8月に開催いたしました総合教育会議において、協議いただいたうえで、本市の「教育大綱」として策定したものでございます。

本日の資料1が、「大阪狭山市教育大綱」でございます。

さらに、資料2といたしまして、教育大綱の法的位置付けなどを示した資料を、参考としてお配りしております。

「教育大綱」が対象とする期間につきましては、法律上、特に規定はありませんが、「首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度として定めることを想定している」という国の見解がございます。

本市の「教育大綱」におきましても、特に計画期間を定めているものではありませんが、本市の「教育振興基本計画」の期間が、平成27年度から平成31年度までとなっており、計画期間の満了を2年後に控え、教育委員会事務局では、本年度から計画の見直し作業を進めているところでございます。

そこで、先ほど申しあげましたが、「教育大綱」につきましては、「教育振興基本計画」の「基本理念」、「基本方針」、「重点目標」と同じ内容としている関係上、基となる「教育振興基本計画」の見直しにより、今後の「教育大綱」の取扱い等についても、協議が必要になってくるものと考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項におきまして、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする」と規定されておりますので、本日は、本市の「教育振興基本計画」の見直し作業に着手するこのタイミングで、「教育大綱」の今後の取り扱いや見直しについて、ご協議いただければと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

○市長

ありがとうございました。

今、ご説明いただきました本市の教育振興基本計画の見直し作業に着手するこのタイミングで、教育大綱の今後の取り扱いや見直しをしていくということであります。

今、「教育大綱」の策定の経緯等について、細かくご説明をいただきました。説明にありましたように、本市の教育大綱につきましては、「大阪狭山市教育振興基本計画」の計画期間が平成27年度から平成31年度の5ヶ年であるということ、そして、今、申しあげましたように、今年度からこの教育振興基本計画の見直しが進められているとのこ

とであります。

そういうこれまでの経緯、今後の進め方がある中で、この教育大綱につきましては、先ほどの説明にもありましたように、『総合教育会議において、地方公共団体の長が教育委員会と協議・調整をしたうえで、この「教育振興基本計画」をもって大綱に代えると判断した場合は、大綱を策定する必要がない』との国の見解が示されているということでもあります。

また、資料2にもありますが、法的には、『国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの』とされています。

ここで、私の考えとしましては、これらの法の趣旨をしっかりと踏まえたいと、本市の「教育大綱」と教育委員会が策定をしています大阪狭山市の教育振興基本計画が、整合・連携の図られた内容になるということが、最も望ましい方向であるというふうに考えています。

ですので、今後の「教育大綱」の取り扱いにつきましては、次期「大阪狭山市教育振興基本計画」の策定過程において議論される内容や意見を踏まえながら、検討を進めていきたいというふうに考えています。この考えにつきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

○教育委員

(異議なしの声)

○市長

それでは、意向に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

大阪狭山市の教育振興基本計画の今後の改定スケジュールについて、教育委員会事務局から説明をお願いしたいと思います。

○教育部教育総務グループ課長

それでは、教育総務グループから「大阪狭山市教育振興基本計画」の今後の改定スケジュール等につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料3を併せてご覧ください。

現時点の作業状況といたしましては、9月に教育振興基本計画改定業務の支援をいただくコンサルタント業者と契約を締結させていただき、11月現在では、改定に向けた関係計画等の整理や現計画の達成状況の分析、関係団体へのヒアリング準備などを適宜進めているところでございまして、概ね今年度中には計画改定のための基礎資料をまとめるとともに、市民アンケート調査のための準備を行う予定でございまして。

また、教育振興基本計画の策定等に関しましては、本市の附属機関設置条例に基づき、教育振興基本計画策定委員会を設置し、調査及び研究を行うことと規定されておりますので、現在、策定委員会の設置に向け、策定委員の選定調整につきましても併せて実施しているところでございます。

計画の改定にあたりましては、教育振興基本計画策定委員会を本年度及び来年度の2ヶ年で、全6回程度開催させていただき、その会議の場で計画改定素案等のご審議を行っていただきたいと思いますと考えております。

具体的な開催予定といたしましては、平成31年2月に第1回目を開催させていただ

き、5月から6月頃に第2回目として骨子案の検討や市民アンケートの結果分析の報告、7月から8月頃に第3回目として骨子案の確定、9月の第4回目と11月の第5回目に計画案の検討を行っていただき、平成32年1月に第6回目として最終案のとりまとめを行っていただくという予定で策定委員会を開催してまいりたいと考えております。

なお、策定委員会で調査研究のうえ、ご審議いただいた計画案等は、市の内部組織で構成します検討委員会でも協議・検討させていただき、パブリックコメントを経て次期計画の最終案とさせていただくというスケジュールを組ませていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○市長

ただ今、本市の教育振興基本計画の改定スケジュールについて説明をいただきました。資料3になります。平成30年度と平成31年度、資料の表裏にあります。特に上から2段目の策定委員会のスケジュールを説明いただいたかと思いますが、第1回策定委員会が平成31年2月頃に設けるということです。それ以降、5月から6月頃に第2回目、7月から8月頃に第3回目ということで、順次進めていきながら、平成32年1月に最終、第6回目の策定委員会を開くというスケジュールを考えておられるということであります。

6回程度の策定委員会を開催するという中で、骨子案がまとまる夏頃と最終案が示される冬頃に、総合教育会議を開催させていただいて、教育委員の皆様方のご意見を頂戴したいというふうに考えています。2回というのがよいのかどうかというご意見も賜りたいと思いますが、今申し上げましたように骨子案がまとまるタイミング、最終案がまとまるタイミングで皆さんにお諮りして、ご意見を頂戴して進めていきたいということですが、これらの取扱いの仕方について、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○教育委員

今、ご説明いただいた策定スケジュールで概ね良いと思います。

ただ、我々のほうに2回というのは、そのときに策定委員会で議論されたことが私たちのほうで理解できるかというところちょっと不安なので、できましたら策定委員会が6回あるということです。策定委員会が終わった後の教育委員会定例会議の中で、進捗状況、あるいは、今、議論がどうなっているのかあたりを説明いただければ、そのときに私たちの意見も言えるか、また、議論もそこで深まるか。そうすれば、2回の総合教育会議の中でも方針決定に至るまで、スムーズに運ぶのではないかと思うので、たぶん、そうしていただけたらと思うのですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長

今の委員からのご意見について、事務局から何かありますか。

○教育部教育総務グループ課長

教育総務グループでございます。委員からご指摘いただいた件につきましては、そのような形で毎月の定例会でも中間報告ができるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○市長

他にご意見ございますか。よろしいですか。

そうしましたら特に異議もないということでございますので、今後の教育大綱の取扱いにつきましては、次期の大阪狭山市教育振興基本計画の改定内容を踏まえ、来年度の総合教育会議において方針等を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、「案件2 大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りからみる現状と課題について」、説明をお願いいたします。

○教育部教育総務グループ課長

それでは、大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りからみる現状と課題について、ご説明をさせていただきます。

平成27年3月に策定しました現行の本市教育振興基本計画においては、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念とし、今後、5年間における計画の達成に向けた取組みを推進するため、5つの基本方針と、各方針に基づく重点目標を定めることで取組施策を展開し、また、年度毎の成果と課題の点検とともに次年度の目標及び行動計画を立案するというPDCAサイクルを繰り返しながら、教育活動の向上に取り組んでまいりました。

現計画の振り返りからみる現状と各基本方針に基づく重点目標ごとの課題点や次期計画へ引き継ぐ方向性については、簡単ではございますが、お手元に配付しております資料4に、まとめさせていただいておりますので、この資料をご覧くださいながら、説明をお聞きいただければと存じます。

それでは、まず資料の1枚目をご覧ください。

1点目の重点目標「遊びを通して豊かに学ぶ乳幼児教育・保育の充実」についてでございますが、主な取り組みとして、認定子育てサポーター事業やプレイセンター推進事業など、地域人材を活用しながら子育て支援の活動を広げる取組み、子育て情報提供事業として子育てに関する情報を発信する取組みを行ってまいりました。また、子育て支援・世代間交流センター整備事業、市立幼稚園等3歳児保育事業、市立幼稚園等子育て支援事業、幼保連携型認定こども園整備事業などにおいては、保護者の就労支援の充実等に向けた取組みを行ってまいりました。

今後の課題といたしましては、待機児童数の動向や幼児教育無償化の影響等を注視した子育て支援の充実、幼児期における人格形成の基礎を培うために発達や学びの連続性を踏まえた保育の充実と保幼小中の連携を深めること、また、子どもたちの豊かな心の育成や、物事に自ら取り組もうとする意欲、決まりの必要性に気づき自分の気持ちを調整する力、基本的な生活習慣などを育成することが必要になってくるのではないかと分析しております。

次に、2点目の重点目標「社会の変化に即した新たな学びの展開」に関しましては、主に学校図書館図書整備事業や読書eプラン推進事業による子どもたちの読書意欲を高める取組み、また、家庭学習バックアップ事業において自学自習を支援し学習意欲を高める取組みを行い、子どもたちの主体的な学び意欲の向上につなげてまいりました。

今後の課題といたしましては、関連データなどから、読書に親しむことで、子どもたちの自分で考える力や判断する力が高まるが、本市においては、読書が好きな小中学生の割合が全国に比べ低くなっていることを受け、学校司書、学校図書館の活用を強化す

るとともに、公共図書館の活用を検討することが特に重点課題だと考えております。また、児童・生徒一人ひとりが抱える様々な生活上または学習上の困難さに対して、きめ細かく支援を行っていくことも必要になると分析しております。

次に、1枚目の裏面をご覧ください。

3点目の重点目標「子ども理解と支援教育の推進」についてでございますが、主な取り組みでは、発達障がい児支援事業として、発達障がいやサポートが必要な児童とその保護者を対象に、相談や療育ができる場を提供し、勉強会を開催するなどサポート体制を充実させてまいりました。また、支援教育事業として、学びの支援員の配置、子ども理解コーディネーターの配置により指導體制を整えるとともに、MIMによるきめ細かな読み方支援を行うことでニーズに応じた支援ができるよう取り組んでまいりました。

今後の課題といたしましては、支援学級に入級する児童生徒数が増加していることから、学びの支援員や特別学びの支援員を確保するとともに、子ども一人ひとりに応じた支援のために、高度な専門性を備えた相談員を配置すること、また、児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児を含む障がいのある児童生徒への取り組みの推進が必要になると分析しておりますが、支援員等の配置に関しましては、財政的な問題や人事制度的な課題も併せて検討していかなければならないと考えております。

次に、4点目の重点目標「豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」についてでございますが、主な取り組みとしましては、家庭教育サポーターリーダー等による不登校児童・生徒や保護者へのサポートを行ってまいりました。また、体力向上推進事業として外部指導者の指導支援を活用し、体育指導の充実を図るなど、健やかな体を育てる取り組みを行ってまいりました。

今後の課題といたしましては、家庭教育サポーターの担い手不足や、また、道徳教育や人権教育の推進を図るとともに、児童虐待、性的マイノリティへの取り組みについても推進していくことが必要になるのではないかと分析しております。

次に、5点目の重点目標「現代的課題に対応した教育の推進」についてでございますが、主な取り組みとしまして、ボランティアを活用した英語教育支援事業、中学校区で独自の研修や担当者会議を開催し、校種間の段差をなくすよう努めたキャリア教育推進事業などを行うとともに、防災教育の一環として安全・安心スクール事業において中学3年生を対象に「普通救命講習」を実施してまいりました。

今後の課題といたしましては、英語教育支援事業では現在の取り組みのよさを生かし、英語教育を継続発展させていけるようボランティアの方とも協力して取り組んでいくことや、子どもたちがICT機器や情報を活用する能力を身につけられるような情報教育をさらに充実していく必要があると分析しております。

次に、2枚目をご覧ください。

6点目の重点目標「教員の資質の向上」についてでございますが、主な取り組みとしまして、学校向上推進事業における研修や授業改善の実施、また、学校評価・支援事業においては、「学校づくり応援団」による授業方法や学校体制に対する助言をいただくことによって、外部評価による学校力や授業力の向上を図ってまいりました。

今後の課題といたしましては、個々のニーズに対応した教育内容を浸透させるため、体系的な研修、学校での実践研究、校内研修、OJTの充実などが必要ではないかと考

えております。

以上が基本方針1に関する振り返りでございます。

次に、基本方針2についての振り返りを簡単に説明させていただきます。

まず、1点目の重点目標「教育指導体制の充実」についてでございますが、主な取り組みとしまして、学力向上推進事業として理科支援員の配置、家庭学習バックアップリーダーにおける自学自習の支援など、指導体制の支援を充実させてまいりました。また、保護者や地域へ情報発信し、外部評価を受ける場として、学校まるごとパック事業を実施してまいりました。

今後の課題としましては、教育を取り巻く環境の複雑化・多様化を受け、専門家など多様な人材との連携・分担できる体制を整え、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動に取り組めるように充実を図っていくことが重要であると考えます。

次に、2点目の重点目標「教育施設環境の改善・充実」についてでございますが、主な取り組みとして、市立幼稚園施設改修事業、学校施設大規模改造事業、学校給食センター施設改修事業など、快適な学習・生活空間の確保や老朽化の対応を計画的に実施してまいりました。

今後の課題といたしましては、教育関連施設の劣化状況を踏まえ、今後の情勢や対策を考慮し、経済的かつ効果的な施設整備を計画的に進める必要があると考えております。

以上が基本方針2に関する振り返りでございます。

次に、基本方針3についての振り返りを簡単にご説明させていただきます。

2枚目の裏面をご覧ください。

まず1点目の重点目標「家庭教育の充実」についてでございますが、主な取り組みとしまして、利用者支援事業として「保育・子育てコンシェルジュ」を設置し、子育てに関する相談や情報提供、関係機関との連携を図ってまいりました。また、家庭学習バックアップ事業により、中学生を対象とした家庭学習支援を長期休業中と9月から1月までの土曜日を活用して実施することで家庭学習の機会を増やし、子どもたちの学力向上を図ってまいりました。

今後の課題といたしましては、子どもたちの学習力、判断力、解決力を伸ばすため、地域や家庭との連携・協力した取り組みを進め、「確かな学力」を育成すること、また、近年の家庭環境の多様化から、関係部局や団体、企業等と連携し、子育てに関する学習機会の充実など、家庭教育力の向上が求められていると分析しております。

次に、2点目の重点目標「地域教育の充実」についてでございますが、主な取り組みといたしましては、こども会育成連絡協議会など、地域と子どもが繋がる社会教育の場を充実させる事業を行ってまいりました。また、総合教育力活性化事業により地域教育活動の活性化、青少年健全育成事業により地域ぐるみの青少年健全育成活動の活性化など、地域全体で子どもを見守り育てる体制を促進してまいりました。

今後の課題といたしましては、地域社会との関わりを通じ、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着・誇りを持った子どもたちに育成する必要があると考えております。

次に、3点目の重点目標「学校・家庭・地域との連携」についてでございます。

主な取り組みとしましては、放課後児童会事業や、さやま元気っこ推進事業等において

放課後の子どもたちの居場所を充実させてまいりました。また、学校種を越えた活動の場をつくり、市民へ子どもたちの活躍を発信できる場として、こどもフェスティバルを開催してまいりました。

今後の課題といたしましては、放課後児童会の需要の高まりを受け、「放課後の居場所づくり」という広い観点から、他事業との連携や先進事例の研究と実践を通じ、待機児童を出さない取組みの推進が必要であり、さやま元気っこ推進事業についても、放課後児童会との連携を一層推進するとともに、学習活動の充実を図る必要があると考えています。また、地教行法や社会教育法の改正により学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されるなかで、地域とともにある学校づくりの促進及びその組織体制の整備が必要であると考えております。

以上が基本方針3に関する振り返りでございます。

次に、基本方針4についての振り返りを簡単にご説明させていただきます。

3枚目をご覧ください。

まず1点目の重点目標「生涯スポーツ活動の推進」についてでございますが、主な取組みとしましては、まちづくり円卓会議と連携した、さやりんピック事業等を実施することで、市民のスポーツ活動の場を充実させてまいりました。

今後の課題といたしましては、それぞれのライフステージに応じた健康づくりやスポーツ活動の機会をさらに充実し、各種団体や学校園との連携を深め、市民のスポーツ活動の参加を促進することが必要であると考えております。

次に、2点目の重点目標「生涯学習や文化芸術活動の推進」についてでございます。

主な取組みとしまして、図書館施設整備事業による快適な利用環境の整備、また、公民館運営事業における安心安全な利用環境の整備に努めてまいりました。

今後の課題といたしましては、人生100年時代を見据え自ら人生を設計し活躍できるよう、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進のための生涯学習の推進が特に重点課題になってくるのではないかと考えております。

以上が基本方針4に関する振り返りでございます。

次に、基本方針5についての振り返りを簡単にご説明させていただきます。

3枚目の裏面をご覧ください。

1点目の重点目標「歴史遺産の継承と活用」についてでございますが、主な取組みとしましては、郷土資料館管理事業における行基展などの展示会、狭山池の池の魅力発見活用事業における狭山池シンポジウムなど、文化財の調査研究を進めるとともに、その魅力の発信を促進してまいりました。また、文化財保護推進事業としては、「歴史文化基本構想」の策定を進め、計画的な文化財の保護及び活用に努めております。

今後の課題といたしましては、「史跡狭山池保存活用計画」や「歴史文化基本構想」をもとに、市内の歴史文化遺産の価値や魅力を発信し、積極的に保護し、また活用していくことが必要であると考えております。

次に、2点目の重点目標「郷土愛の育成」についてでございますが、主な取組みとして、子ども向け事業として「こども歴史塾」の実施など、郷土の歴史文化についてふれあい、学べる機会の充実を図ってまいりました。

今後の課題といたしましては、ふるさとを大切に思う心を育み、歴史文化や郷土を愛

する心を育むため、引き続き出前授業や講座等の充実が必要であると考えております。

以上が基本方針5に関する振り返りでございます。

最後に4枚目をご覧ください。

これまでの社会情勢の変化からみられる新たな教育課題について、国の動向などを踏まえて課題点をまとめさせていただいておりますが、今後、本市の教育振興基本計画の改定作業を進める上においては、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律および社会教育法の一部が改正されたことにより、学校運営協議会の設置の努力義務化や地域学校協働活動の連携協力体制の整備などが法的に位置づけられたことで、家庭や学校、地域の連携・協働による社会総掛りでの教育の実現が不可欠となり、また、教育現場においては、平成29年4月の学習指導要領の改訂により、平成32年度からは、小学校でのプログラミング教育の必須化、小学校5・6年生の外国語科への対応など、深い学びの追求とカリキュラムマネジメントの確立が求められるとともに、学校における働き方改革に関する総合的な方策についても取り組んでいかなければなりません。

さらに、本年3月には中央教育審議会から国の「第3期教育振興基本計画」の答申が出され、基本的な方針等において、読書活動の充実、施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営、障がい者スポーツ・障がい者の文化芸術活動の振興等として図書館などの環境整備の充実について言及されております。

このような社会情勢の背景から、新たな教育課題への対応としては、学校の指導・運営体制の充実、学校・家庭・地域の連携施策の再構築の検討、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進、ICTを活用した教育の推進、外国語教育に対する加配教員を活用した指導方法の工夫改善、「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備、人生100年時代における新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討、「学びの場」の整備・充実などを図っていくことが必要であり、今後、本市の教育振興基本計画の改定作業を進める上では、これらを踏まえ検討していきたいと考えております。

本市の教育振興基本計画の振り返りからみる現状と課題についての説明につきましては、以上でございます。

○市長

今、振り返りについてということで、現状と課題についてご説明いただきました。今からは委員の皆様にも、聞いていただいた説明内容も含めて、また、これまで教育委員として現場へ出かけていく、もしくは、直接、市民の皆様との対話の中で見たこと、聞いたこと、いろいろとご意見があるかと思っております。率直なご意見をここで発言していただいて、今後の改定に向けての参考にさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、順番にご発言をお願いします。

○教育委員

一番大きな課題は、就学前の幼児、園児の教育・保育をどうしていくかとか、あるいは、子育て支援、狭山も「UPっふ」が完成できるということで見ると楽しみにしているのだけれども、随分、取り組んでいただいていると思っております。

前回の教育振興基本計画について、意見を言わせていただいたと思うんですが、幼稚園の3歳児教育、3年教育というのが、10数年前から保護者から要望があって、なか

なかできなくて、前回の計画についても、意見は出ているのだけれども据え置きという形になった。

そんな中で、平成27年に「新幼保連携推進計画」ができて、ここでまとめていただいた中で、うまく幼稚園、保育園の整備とともに、3歳児保育を位置付けていただけてすごく良かったと思う。今、市立としてはこども園、3つの幼稚園に整備されたうえで、3歳児教育、これは、長年、保護者から随分要望があった件について、うまく実施していただいたと喜んでいきます。

ただ、この間の10月12日現在の来年度の入園園児数を見せていただいて、あれから少し増えているのかもしれないが、だいたい3園の定員の半数ぐらいということで、これはやむを得ないのかとも思うんです。こどもの数が減っているのと親のニーズがどうしても保育園、こども園のほうにということで、親御さんが父親も母親も働く家庭が増えてきたということで、保育園のニーズが高いということもあるかと思うが、なんとか、定員までとはいわないが、せめて、3分の2ぐらいまで幼稚園にこどもが入園できないかなと、その辺をもう少し考えていけないといけないと私自身も思っていて、今、延長保育も5園までやっているのか。

こどもが幼稚園へ行っている親御さんが働いているケースもだいぶあるのか。

そうすれば、保育園へ行かなくても幼稚園へ行っても親が、時間的な制約があるかとは思いますが、働ける幼稚園ということをもっとPRしてもよいかと思う。民間の幼稚園に行くなら、地元に近い幼稚園、親も働ける幼稚園、あるいは、教育・保育に関しても「こんなことをしてますよ」と、英語教育、英語活動も幼稚園で取り組んでいる。その辺をもうちょっとPRしていけないかな。そのためには、職員の配置とか難しい問題もあるかと思いますが、その辺をもう少し考えてほしいというのが今の私の気持ちです。

○教育委員

3年保育について、私の娘がもうすぐ11歳になるのだけれども、私は他市からこちらへ移り住んでいるので、といってももう23年住んでいるのですが、子育てを始めて、初めて狭山が3年保育がないということを知って愕然としてしまった。

私が長年暮らしていたところは、幼稚園は3年が当たり前だと勝手に思い込んでいたので、ちょっとがっくりきた。私は、地域で子育てをしようと、地域の幼稚園に通って、地域でこどもを育てていきたいというのがあったので、ずっと3年保育をしてくださいという要望をしていた側だった。

今、1年生になった息子もいるのですが、惜しくも3年保育を逃してしまい、2年保育だったんですが、延長保育が少し緩和されて使えましたので、フリーランスで働く私にとってはすごくありがたい制度だと思いました。

保護者側、育てる側、親側の要望はかなりとおっているかなと思いますが、逆に受け入れ側の先生たちのほうが、かつかつの人数でやられているので、病気をされたときに、少し体調を崩されたときに休めない、もし欠員が出たときは、補習の先生がいないということで、ときどきハラハラさせられる時が、通っている間に何回かありましたので、予算の関係とか人件費の関係とかいろいろあるかとは思いますが、受け入れる側の体制ももう少し整えることができれば、もっと働いて、こどもを預けても、「公立の幼稚園はいいですよ」というアピールになるのではないかなと思います。

○教育委員

読書 e プラン推進事業、学校図書館施設整備事業で、こどもの読書意欲を高めるとされて、すごい重要だと思います。授業時間以外で一日当たりの読書量が全国平均よりも本市が低いと課題のところに書いてある。私は弁護士をしているが、職業講話ということで中学校に職業の説明に市内の中学校も何度か行ったことがあるのですが、生徒さんから弁護士になるために何が必要かと聞かれるんですね。私は、「読書が一番重要です。こどものころにいっぱい読書をしておいてください」と伝えているんです。

なぜ読書が重要かといいますと、文章力、表現力、読解力、考える力の総合的な能力、弁護士にとっても、社会生活を営む上でも重要な力を育ててくれますので、子ども達には、「今のうちに読書をしておかないといけないよ」とアドバイスするんですが、子どもに「読書してますか」と聞くと、「している」という子は少数派で、多くの子が「読書はあまり好きではないです」とか、「本を読む暇がない」と、なぜかというところ「やるのがいっぱいあるから」とか、「宿題もあるし、娯楽、スマホとかをいじっているほうが面白い」とかいうふうな意見がありました。

読書について、文章力、表現力とか、こどもにとって重要な能力を育てますので、本市の学力調査の結果を見せていただいたんですが、大阪狭山市、小・中とも全国平均を下回っているのが現状です。これも、こどもの読書量の低さが影響しているのではないかと私は考えています。今後、こどもの読書量を増やすための対策というのは、こどもの学力を上げるうえでも、こどもが大人になってから社会生活を営む、仕事をするうえでもすごい重要なことだと思っています。

ですので、読書量を増やすための対策というのは、今後、重要になるのではないかと思います。

○教育委員

ちょっと関連のお話で、公立幼稚園の園児数は、おそらく預かり保育がどれくらいできているのかということと随分関連していると思うのですが、例えば、随分前になりますが、大阪の高槻市などでは、就労支援型預かり保育を公立幼稚園でされていたと思うんです。私、本当に不勉強で、5時までされているということをはじめて知りました。インターネットで検索すると、している園としていない園があるような受け止め方をしてしまったので、このことがすごく気になって今日来たのですが、5時までされているということであれば、就労支援とまでは言い切れないかもしれませんが、例えば、通常の「少し延長していますよ」ではなくて、働いてでもと先ほども委員から話がありましたが、もう少しアピールの仕方みたいなものを工夫していけるのではないのかなと思いました。

ただ、無償化の話がありますので、今の状況である程度整えていったら、とんでもなく財政を圧迫するような額になる可能性もありますし、そのへんのところは、とても不明確な時期といいますか、先が読みにくい時期になっていると思います。就労支援できる預かり保育をアピールしていくことによって、変わるのかなと感じている次第です。以上です。

○市長

たぶん、皆さん10分の1ぐらいずつしかご意見されていないのかと思うんですが、

全般にわたっての課題をおっしゃっていただければと思います。他のところでも言いたいことがあるかと思いますが、2巡目に移ります。できるだけ、こういうところが課題だということで、簡略化して課題のご意見をいただければと思います。1人、5分ぐらいでまとめていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育委員

先ほど、委員から読書が大事であるとの意見がありましたが、今まで学校も幼稚園もみんな取り組んでくれている。朝の読書は、中学校3校ともやっているのではないか。小学校もかなりやっている。図書室の整備、司書が入った関係で、何年か前に比べたら随分変わりました。こども達が図書室にきて、読みやすい、どこに本があるかは司書さんがいるので、非常にこどもにとっても本が読みやすい環境になっている。

これだけ環境が整ってきたのに、なぜ学校以外で30冊を読んでいないこどもが全国平均より低いというのはどうも解せない。なぜかなと思う。結局、幼稚園や学校で取り組んでいることが、定着していない面があると思う。あとで、家庭教育の問題もあろうかと思うが、親の意識の差で、本をよく読む子と全く読まない子の差があって、結局、読書量の差は学力差になってくる。だから二極化が進んでいくということになる。根本的に考えていけないといけない。せつかく、本市も図書館に立派な児童書を置いてくれているし、その本を今も各学校に配本したりはしてくれているのかな。そんなのを定期的にもっと行って、その先はこども達がそこへ行って、どの本を読もうかなという感じになるような、もっと読書好きのこどもをつくってほしい。

幼稚園やこども園は、本の読み聞かせや絵本とかがいっぱいあって、いつもこども達は、絵本と本のシャワーをいっぱいあびながら、小学校へ行く。それを引き継いでいく。そのためにも、もっと本も増やさないといけないし、こども達が読んで楽しい本を増やさないといけない。古い本がいくらあっても読まないから。そんな感じがします。

二つ目として、教育施設の整備ということで、たぶん、教育委員会はずっと心配している。こどもに事故が起こったらたいへんだということで。幸い、狭山の場合、事故らしい事故は最近ない。この前の地震とか台風21号とかで学校も随分被害を被っていますね。高槻市では小学生が犠牲になるという、あんなことが起こってしまったら、せつかく狭山は教育と文化のまちだと今まで積み重ねてきたことがペシャンコになってしまう。

ぜひこれだけは金はないとか言っていたらだめであって、絶対にこどもを犠牲にしてはいけない。もちろん、職員も含めて。そのへんは何とか、こども達にとって安全な教育設備を整えていけないといけないと思うので、安全管理については、絶対見逃さないシステムを構築して行ってほしいなと思います。

お金がないからあと回しだとかいうことのないようにぜひしていただきたいと思えますし、資料の2枚目の一番下の課題と方向性のところに、「教育関連施設の劣化状況を踏まえ、今後の情勢や対策を考慮し、経済的かつ効果的な施設整備を計画的に進める必要がある」、これはそのとおりだが、「経済的に」という部分は消しておいたほうが良いと思う。お金がなかったらしないのかというふうに捉えられてはいけないし、お金がなくても命に係わるこどもの安全に関することは絶対に行うということではないといけない。

「効果的」は良いと思うが、そのへんも運営の中で、「狭山のこどもは絶対に守っていく」

というそういう決意が、基本計画、大綱の中に出ていたらうれしいと思います。以上です。

○教育委員

先ほどの本のお話を引き継いでであるが、私も子育て認定サポーターで、絵本のひろばの巡回図書で、読書eプランで購入していただいた本を、各園、各学校を持ち回りで行っているんですが、はじめて8年目ぐらいで、セットが確かCセットまであったかと思うんですが、ほぼ、市内の学校園に巡回が行き届いて、すごく良い事業で、取組みの時は良かったのですが、だんだんとアナログ的なものなので、入れ替わるということがなくて、内容が、一巡目、二巡目ぐらいまでは良かったのですが、もう8年も行っていて何巡もしている。中の内容が変わらないので、絵本ひろばに参加させていただいたときに、こども達のほうから、「ああ、またこの本か。中身変わらへんのよね。」とあって、本当は、ぱっと本をとって、好きな形で読んでもらって、本に親しむところの場所をつくるためにやっている事業だと思うんですが、これだけ年度を重ねていくと、内容的にも何度も見た本ということになってしまうので、この事業はすごくいいことなのでなくさず、ずっと継続して行ってほしい。とても良い機会なのでやってほしいんですが、巡回本の中身をそろそろ見直す時期にきたのではないだろうかと思っています。

サポーターとして、私みたいに全然自分の親と違う人が入って、読み聞かせをする。世代間交流にもなって、今のこども達の生の声が聞けて、いろんな話ができるすごく良い場所であるが、持っていく内容が定着してしまっていて、流動性がなくなってしまうので、入れ替えをする時期がきたのではないかと感じています。

同じく本関連ですが、司書の配置が全学校にされたということで、私は、読書環境を整えるというので、今までの学校図書館というのは開かれてはいるけれど、必ずしも風通しの良い場所ではなかった。人が行き来して、空気が入れ替わりするところではなくて、担任の先生が図書の時間に鍵を持って行って開けない限りは、空気はずっとそこでとまっている。風の通らない開架図書であって、閉架図書で、私はいつも司書の集まりの時に、そういう話をみんなですたりするんですが、今、全校に司書が配置されて、すごく開かれた風の流れる場所になっている。とても良いことだったと思います。

せっかくなので、司書さんは専門職で、いろんな知識を持っておられるので、学校の先生方に授業に取り入れていただいたら、実は司書はとてもうれしいのです。いつも個々にもっているだけで、「その本はそこあるのにな」とか、もっと積極的に声をかけていただけたらいろんな知識を引き出す引き出しをたくさん持っておられる方だと思う。だから、授業の中に溶け込んでくださいではなく、ブックトークを活用していただくとか、読み聞かせも専門職でありますので、読み聞かせの勉強も個々にすごくされているので、専門分野がたくさんありますので、読み聞かせに使っていただいたりとか、図書司書の方から聞いた話であるが、配置はされましたが、研修がない状態なんですかね。研修とかがないので、新しい学びを今のニーズにあった新しい情報を得るところがないんですよ。司書と学校現場での接点というところでの新しい情報を得る場所がないという声も聞きましたので、配置されました、それで終わりですではなくて、1年に一度でも構いませんし、フォローアップ研修ということで、研修制度を設けていただければいろんな活用の仕方があると思います。

○教育委員

また図書のことです。申し訳ないんですが、委員がおっしゃったように、こどもが読みたい本とか新しい本をどんどん入れていったほうがいいと思う。うちのこどもは南第一小学校なんです。図書委員が週に1回本を借りるように促しているらしいんですが、こどもは図書室へ行くんですが、正直、図書室には読みたい本がないと。

こどもは、だいたい私が休みの日に市立図書館へ連れて行くんですが、市立図書館は1回に10冊借りられる。10冊毎週借りていたら、市立図書館でも読みたい本がなくなってきた。私は、読書を重要視していて、こどもにも読書を勧めて、読書習慣をつけさせているんですが、図書室に古い本とか、こどもが読みたい本がなければ、いくら本を借りろと言っても本を面白いと思わなければ、読書習慣はつかない。

私自身も反省があるのですが、こどものころ、私はあまり読書をしていなかったんです。なぜかという、うちの実家においてあった本が、父親が好きだった本ですが、ドストエフスキーとか司馬遼太郎とか、全然毛色が違いますが、こどもが読むような本ではなかった。それを無理やり読まされたんです。小学校のころに。それで読書を嫌いになってしまって、こんな本は全然面白くないと思ってしまって、面白くない本から入ってしまうと読書嫌いになる可能性もあるんです。私は、おそらく高校、大学ぐらいまではほとんど読書をしていなくて、高校、大学ぐらいのときに時間があつたので、読書してみたんです。そしたら、すごい面白い。こんな面白いことを今までしていなかったのかと思うぐらい衝撃を受けて、それから読書をしています。読書習慣がついています。

面白い本、こどもが好きな本、時代に合った本とかを図書館、図書室にどんどん入れていただいて、それを面白いと思えばこどもは読書習慣がついて、読書量も増えていくと思うんですよ。

今のように借りるように促しているだけで、ちゃんと魅力的な本がなければ、結局、読書習慣がつかないと思いますので、今後、図書費を増加させて、図書館の質的・量的な拡充を図っていくことは絶対必要だと思います。こどもの読書量を増やすことで、大阪狭山市のこども達の学力も上がっていくと思います。ぜひ、図書費の増大は検討していただきたいですね。

○教育委員

図書の話はもう十分出ておりますので、ちょっと違う観点からなんです。支援教育のところで、支援学級に入級する児童・生徒に対しては、支援員とか特別支援員ということばが出ていたと思うんですが、医療的ケア児も入れて、これからの取組みとして非常に良い方向性を持っておられると思いつつも、医療的ケア児を含む障がいのある児童・生徒となると、看護師の配置は必置になってくると思うんですが、そのへんの人の話がこの文書の後に続いていなかったのが若干気になる場所なんです。

昨年8月に東京のほうの、これは保育所ではあつたんですが、医療的ケア児を受け入れているところに視察に行きまして、特定のこどもに対してケアをすることが産休員とかもできるということを、保育士さんが研修を受け、保育所が事業者登録までしているので、看護師がいなくても当然大丈夫な状態であっても当たり前のことですが、看護師がいるということが、そういう取組みの推進になるということと、もう一つ、知的な障がいがあり、かつ、医療的ケアが必要な幼児に関しては、行くべきところがあ

るんですが、知的な障がいがなく、医療的ケアのみが必要であるという場合で、幼稚園とか保育所を含めて受け入れを拒否した場合、集団生活を全く経験することができなくなってしまふというこどもが現れてしまふということも非常に痛感してまいりましたので、ここのところは、幼児から児童・生徒、児童福祉法でいえば児童に幼児が含まれているんですが、小学校からではなく、幼児、幼稚園のところからここのところは考えていく必要があるだろうと思いました。以上が一点目です。

二点目なんですが、その下のところの現代的課題、いわゆるICT機器や情報を活用する能力のところ、大阪府ではスマホも解禁されるというニュースが出ておりましたが、単に情報化社会の中で機器を使いこなすということができるだけではなく、情報リテラシーだとか、情報モラルの教育がすごく大きな今後の課題になってくるのではないかなと思いますので、そういう方向性もぜひ入れていただけたらと思います。

三点目は、全体に関わる大きな話なんですが、私は、今年の10月からですので、これまでの経緯も何も知らないまま教育振興基本計画を読ませていただきました。

全体的に、非常に家庭の教育力を求めていることを感じてしまいました。先ほど、委員がおっしゃったように、図書館の本を毎週10冊ずつ借りてというご家庭もある、そういうご家庭であれば、家庭の教育力に大きく期待ができるんですが、それぞれ人の暮らし、これまで育ってきたいろんな生育歴も含めて、みんながみんな、そんなに一生懸命家でこどもの教育に関わることができるわけではないということを考えたときに、でも、こどもは生まれる家庭を選べないというふうに思うと、家庭でがんばってもらって、大阪狭山市のこどもを育てますではなくて、どんな家庭であっても、こどもに不利が生じないように地域社会の中でこどもを育てていくんだ、地域や学校というところで、もっとこれからのこどもを育てていくという教育のあり方を考えていく必要があるのかな。

そもそも、家庭に教育力はなかった。高度経済成長期以降の専業主婦が誕生して、家庭の教育力みたいなものが、言われたわけであって、以前の日本の社会は地域の中でこどもが育ってきたんだと考えると、当たり前の子育て、こどもをどう教育していくのかという形を大事にしながら、もちろん新しいこれからの社会も必要なんですが、人間の基本的な育つというところを、家庭のみに押しつけることは、おそらく大きな不利をこどもに生じさせるのではないかなと思いますので、全体に関わるし、今すぐにどうなるのかということではないかもしれないですが、一番強く感じたことですので、触れさせていただきました。

○市長

今、各委員からいろいろと課題についてお話をいただきました。教育長という立場でこれまでの話を聞いていて、またこの計画についてお願いします。

○教育長

いろいろとご意見をいただいてありがとうございます。言い訳でもなんでもなくて、私も平成27年5月に就任しましたので、その時はすでにこの教育振興基本計画ができまして、議会で同意を得たときのご挨拶で、教育委員会としてはこの教育振興基本計画に基づいて、教育事業を推進してまいりますというお話をさせていただいたんです。

ちょうど市長は3年半、そろそろ1期目の終わりということで、先だって、私、この

4年間、3年半、やってきたことを事業で自分なりに整理してみると、先ほど市長にもお話したんですが、子育てに関わることも政策部に関わる分は、自画自賛ですが、よくやったなと私は思いました。というのは、他市がこの子育てにどれだけ取り組んでいるのかというものも、他市と比較するのも大事で、新たな子育てについての支援策がないかと模索する中で見ていたら、よくこの3年半で、通常は2期ぐらいで行う事業をすべてやってきたのかなと。お金も使いましたけどね。

自分なりに教育振興基本計画を振り返ると、学校教育、あるいは子育て、こども政策に関わる部分は非常に重厚で具体的な方向性、取り組むべき内容も分かったんですが、社会教育のほう、教育委員会の責任者という部分では次期の教育振興基本計画については、社会教育、例にあげて恥ずかしいんですが、生涯学習・スポーツの部分で、さやりんピックが事業の一環になっていて、これは円卓会議の事業なので、これは市が主導で生涯学習の一環として実施しているのかどうかということで、理事者会でも教育振興基本計画の策定に向けて、社会教育を今後、生涯学習の観点を踏まえてどれだけ充実することができるかが大事であるという認識をもっており、教育部長にもその観点で策定委員会にもお願いすると。

もう一つは、教育総務グループ課長がまとめた「社会経済情勢の変化からみられる新たな教育課題」は目白押しで、先ほど、幼児教育の無償化などいろいろと言われているんですが、例えば、学校・家庭・地域の連携施策の再構築の検討、いわゆるコミュニティスクールです。これも、大阪は、かねがね慎重にしていたのが、今回、地教行法の中で学校運営協議会、努力義務がおそらく来年か再来年、努力義務の努力がなくなります。ということは、コミュニティスクールが義務化されます。

第2期以降の市長のマニフェストにも関わってくるんですが、コミュニティスクールについては、避けられない。避けるつもりはなかったんですが、先ほど委員がおっしゃられた地域との連携という部分で、地域の教育力をどう活用するか、もらうだけでなく、お返しするという観点も含めて言えば、コミュニティスクールについては、慎重ではなくて、人選の仕方、あるいは規則等々、十分ゆっくりではなくて、来年度は足早にやっていかないと。ちなみに大阪府立の高校は、今年度からコミュニティスクールを全部実施しています。

いろいろ申し上げましたが、この総合教育会議の中で、大綱に準じるという部分では、市長あるいは市長部局の考え方と教育委員会の考え方が決して乖離するものではなく、この4年間一体となって、推し進めていただいたことにはこの場を借りて、教育長として感謝するところでございます。

どうも、教育委員の皆様、ご参考になる意見、ありがとうございました。以上です。

○市長

今、教育長からいろいろとご意見をいただいて、ほぼまとめのようなご意見をいただきましたけれども、私からも、今回、あくまでも本市の教育振興基本計画ということでのお話でした。ただ、この基本計画をもとに、本市の教育大綱の策定にもつながっていくという話の中で、この教育大綱の基本理念、ある方に本市の教育大綱の基本理念は何か知っていますかと聞いたのですが、知らなかった。

先ほどからいろいろとお話を聞いて、「木を見て森を見ず」ということわざがあり

ますよね。細かい部分もちろん大事なんですが、大きく見たとき、先ほど全体像という話がありましたけれども、今回、教育振興基本計画も、細かく見る部分もちろん大事ですが、大きく見たときに、もっと全体を見たときに、本当にそれぞれの取り組んでいる事業の先に、どういう子ども達を我々は育成しようとしているのか。方向性というか、みんながめざしている先というか、どこまで共通認識できているのかなと思いました。

今、教育長の話で、コミュニティスクールが今後、求められてくると。まさしく地域との連携で、学校運営されていくということ、地域との関わりが、連携が非常に大切になってくる。今、申しあげましたように、基本理念は何かというと、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」です。「学びあい、つながりあい」ということは、一人ではできないということですよ。そしたら、「学びあうこと」、「つながりあうこと」を、いつ、どこで、だれと、何を、どのように具現化していくのが、この基本計画であり、教育大綱に求められる部分なのかなと感じています。

それをひとつひとつ実行していくことで、この基本理念に沿うような子ども達が本市には生まれてきて、ゆくゆくは大阪狭山市を担ってくれる人材になるというふうに確信をしています。

そういう大事な基本計画であり、大綱であると思っていますので、これから時間をかけてじっくりと見直しを進めていくということでございますので、教育委員の皆様には、また、今後ともご尽力を賜りますことをお願い申し上げたいと思います。

そうしましたら、以上で二つ目の案件は終了とさせていただきます。

次に、「第3 その他」とありますが、何か事務局からその他でありますか。

○事務局（政策推進部次長兼企画グループ課長）

事務局からは、その他の案件等は特にございません。

○市長

そうしましたら、以上で案件はすべて終了いたしました。

本当に、各教育委員の皆様には、熱心なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、大阪狭山市総合教育会議を終了させていただきたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。